

法人用

様式第十五号 (第四条、第十条、第十九条の四関係)

法

(用紙A4)

貸借対照表

令和 4 年 6 月 30 日現在

(会社名) (株)〇〇建設

資産の部

単位・千円

I 流動資産

1	現金預金		38,345	¹
2	受取手形		2,800	²
3	完成工事未収入金		19,883	³
4	有価証券		1,544	⁴
5	未成工事支出金	適当な科目がない場合は使用しない科目を削除し追加する	795	⁵
6	材料貯蔵品		1,574	⁶
7	短期貸付金		6,279	⁷
8	前払費用		1,000	⁸
9	繰延税金資産 兼 業事業売掛金			⁹
10	その他	流動資産で、他の科目に属さないものを記入する。なお、資産合計の5%以上の金額になるものは、別途科目を立てて記入する。	780	¹⁰
	貸倒引当金		△	¹¹
	流動資産合計		73,002	(A)

1から11
までの合計

II 固定資産

[1] 有形固定資産

1	建物・構築物		2,103	
	減価償却累計額	△	1,186	917
2	機械・運搬具		33,463	
	減価償却累計額	△	20,801	12,661
3	工具器具・備品		1,996	
	減価償却累計額	△	1,065	931
4	土地			15,187
5	リース資産		1,000	
	減価償却累計額	△	135	865
6	建設仮勘定			
7	その他	有形固定資産で、他の科目に属さないものを記入する。なお、資産合計の5%以上の金額になるものは、別途科目を立てて記入する。	2,024	
	減価償却累計額	△	1,822	202
	[有形固定資産合計]		30,763	(B)

12から18
までの合計

[2] 無形固定資産

1	特許権			19
2	借地権			20
3	のれん			21
4	リース資産			22
5	その他	無形固定資産で、他の科目に属さないものを記入する。なお、資産合計の5%以上の金額になるものは、別途科目を立てて記入する。		23
	[無形固定資産合計]			(C)

19から23
までの合計

[3] 投資その他の資産

1	投資有価証券	24	
2	関係会社株式・関係会社出資金	25	
3	長期貸付金	26	341
4	破産更生債権等	27	
5	長期前払費用	28	
6	繰延税金資産	29	
7	その他	30	137
	貸倒引当金	31	△
	[投資その他の資産合計]		478 (D)
	固定資産合計		31,241 (E)

投資その他の資産で、他の科目に属さないものを記入する。なお、資産合計の5%以上の金額になるものは、別途科目を立てて記入する。

24から31までの合計

(B)から(D)までの合計

法

III 繰延資産

1	創立費	32	
2	開業費	33	
3	株式交付費	34	
4	社債発行費	35	
5	開発費	36	
	繰延資産合計		(F)
	資産合計		104,244 (G)

32から36までの合計

(A)+(E)+(F)=(G)

負債の部

I 流動負債

1	支払手形	37	108
2	工事未払金	38	23,396
3	短期借入金	39	6,941
4	リース債務	40	2,040
5	未払金	41	5,400
6	未払費用	42	2,571
7	未払法人税等	43	3,680
8	未払消費税等	44	
9	繰延税金負債	45	
10	未成工事受入金	46	2,850
11	預り金	47	
12	前受収益	48	
13	引当金	49	
14	その他	50	2,099
	流動負債合計		49,087 (H)

賞与引当金、製品保証引当金等は、ここに計上する。

適当な科目がない場合は使用しない科目を削除し追加する

流動負債で、他の科目に属さないものを記入する。なお、負債合計の5%以上の金額になるものは、別途科目を立てて記入する。

37から50までの合計

II 固定負債

1	社債	51	
2	長期借入金	52	5,751
3	リース債務	53	
4	繰延税金負債	54	
5	引当金	55	
6	負ののれん	56	
7	その他	57	23
	固定負債合計		5,774 (I)
	負債合計		54,861 (J)

退職給与引当金等の引当金を記入する。その設定目的を示す名称を付した科目は、ここに計上する。

固定負債で、他の科目に属さないものを記入する。なお、負債合計の5%以上の金額になるものは、別途科目を立てて記入する。

51から57までの合計

(H)+(I)=(J)

純資産の部

I 株主資本

[1] 資本金		20,000	①
[2] 新株式申込証拠金			●
[3] 資本剰余金			
1 資本準備金	株主総会又は取締役会の決議により設定されたものを、その名称を付して計上する。(積立金も同様)		②
2 その他資本剰余金			③
資本剰余金合計			④
[4] 利益剰余金			
1 利益準備金		2,337	⑤
2 その他利益剰余金			
準備金	旧商法ベースの「時期繰越利益(損失)」に該当		▲
任意積立金		22,705	★
繰越利益剰余金		4,341	⑥
利益剰余金合計		29,383	⑦
[5] 自己株式			△
[6] 自己株式申込証拠金			■
株主資本合計		49,383	⑨

II 評価・換算差額等

[1] その他有価証券評価差額金			⑩
[2] 繰延ヘッジ損益			⑪
[3] 土地再評価差額金			⑫
評価・換算差額等合計			⑬

III 新株予約権

純資産合計		49,383	⑭
負債純資産合計		104,244	⑮

上記「純資産の部」の①～⑮と、様式第17号の「株主資本等変動計算書」の①～⑮は一致する。

特定建設業の財産要件は、

- イ (A)流動資産÷(H)流動負債≥75%
- ロ ①資本金≥2000万円
- ハ ⑥繰越利益剰余金が「欠損の額」の基準となり、
⑥が負の値の場合、
-(⑦+④)÷①×100≤20
- ニ ⑮≥4000万円

※イ～ニ全ての事項に該当しなければならない。